

○行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について

平成6年5月10日

佐警本例規（免）第15号

改正 平成18年3月佐本務発第272号、21年5月佐本運免発第80号、23年3月佐本企発第102号、25年5月佐本運免発第123号、令和2年4月佐本運免発第170号・佐本交指発第108号

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）により、免許の取消し又は効力の停止等の決定がなされた者で所在不明等により処分書を交付することができなかつた者の所在を知った警察官は、当該処分書の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずるとともに、当該処分に係る免許証の提出を求め、これを保管することなどを内容とする、処分手配者の出頭を確保するための法改正がなされ、平成6年5月10日から施行されることとなったことから、別添のとおり事務処理要領を定めたので運用上遺憾のないようにされたい。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

## 第1 総則

### 1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第104条の3第3項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による運転免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書及び別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2の出頭命令書をいう。
- (3) 「免許証保管証」とは、府令別記様式第19の3の6の免許証保管証、別記様式第22の6の3及び別記様式第22の6の4の保管証をいう。

- (4) 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5の出頭命令通知書をいう。
- (5) 「出頭命令等」とは、法第104条の3第1項に規定する書面の交付、同条第2項に規定する命令及び同条第3項に規定する措置をいう。
- (6) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭等の理由により警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領（平成31年1月30日付け警察庁丙運発第5号ほか）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (7) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (8) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する本部所属（課、所及び隊をいう。）及び警察署をいう。
- (9) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (10) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (11) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

### 3 都道府県警察相互の連絡、協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

## 第2 行政処分手配時の連絡、協力

### 1 行政処分手配者名簿の整備等

#### (1) 行政処分手配者名簿の作成

運転免許課は、処分手配登録をしたときは認知警察官からの照会に対して正確に回答するため、当該行政処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。

ア 手配年月日

イ 住所・氏名・生年月日

ウ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別・処分日数

キ その他参考となる事項

#### (2) 名簿及び関係書類の備付け

名簿及び関係書類は、常時認知警察官からの照会に応じることができるよう、執務時間内にあっては運転免許課行政処分担当係に、執務時間外にあっては運転免許課宿直に備え付けておかねばならない。

## 2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成と引継ぎ

運転免許課長は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領（以下「措置要領」という。）について、別に定めるものとする。なお、措置要領は、処分種別、行政処分手配者の処分執行場所等の実情を踏まえた上で、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等、行政処分関係書類の写し等の到達に要する期間等を考慮し定めるものとする。この場合において、認知警察官による出頭日時及び場所の指定が、発見の日から起算して原則として20日以内の日となるようにする。

## 第3 行政処分手配者を発見したときの事務処理要領

### 1 認知警察官の措置等

#### (1) 情報管理課照会センター（以下「照会センター」という。）への照会時の確認項目

認知警察官は、照会センターから行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日・手配県警察・氏名・生年月日・処分種別・処分日数等を確認するものとする。

なお、免許証不携帯の場合は免許証番号を併せて確認するものとする。

#### (2) 出頭命令

##### ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答を受けたときは、出頭命令の措置をとる。この場合、行政処分手配者から処分理由等について抗弁を受けたときは、運転免許課を通じ、手配県警察の行政処分担当課に

- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置を講じること。

##### イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、発見した行政処分手配者が県外居住者である場合は、運転免許課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と、県内居住者である場合は、運転免許課と、それぞれ協議を行い出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見された時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、運転免許課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

また、協議を行う場合は、処分手配発見報告（受理）書（別記様式第1号）を活用し、その結果については、同報告書で所属長等に報告を行うこととする。

### (3) 運転免許証の保管

#### ア 運転免許証を保管する際の教示

運転免許証（以下「免許証」という。）を保管する際は、免許証保管の趣旨のほか、保管証裏面の備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

#### イ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付するものとする。

#### ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、出頭命令書のみ交付し、免許証保管の措置を講じないものとする。

この場合において、出頭日時は、運転免許課と手配県警察の行政処分担当課が協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

#### エ 交通違反をしている場合における免許証の保管

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通反則切符等の告知票（書）の下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、手配県警察及び運転免許課に通報するものとする。

### (4) 出頭命令書、免許証保管証及び出頭命令通知書の作成要領等

#### ア 出頭命令書、免許証保管証の作成要領等

##### (ア) 出頭命令書、免許証保管証は3枚1組の複写とし、

1枚目は行政処分手配者へ交付

2枚目は運転免許課へ送付

3枚目は所属署等の保管

とする。

##### (イ) 出頭命令書、免許証保管証の記載要領は、別紙のとおりとする。

## イ 出頭命令通知書の作成要領等

(ア) 出頭命令通知書は2枚1組の複写とし、

1枚目は運転免許課又は手配県警察へ送付

2枚目は所属署等の保管

とする。

(イ) 出頭命令通知書の記載要領は、別紙のとおりとする。

(ウ) 出頭命令通知書のあて先

出頭命令通知書は、法第104条の3第4項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会とが異なる場合には、いずれの公安委員会に対しても同じ内容の出頭命令通知書（写しを含む。）を送付するものとする。

## (5) 事後措置

出頭命令書、免許証保管証を交付した場合には、出頭命令書、免許証保管証の使用状況を確実にするために、出頭命令書・免許証保管証使用簿（別記様式第2号）を記載するとともに、交付日の翌日までに、出頭命令通知書（写しを含む。）、保管した免許証、出頭命令書、免許証保管証等の写しを出頭命令書及び保管免許証等引継書（別記様式第3号）により所属署等に提出しなければならない。

## 2 所属署等の措置

認知警察官からの出頭命令通知書、保管した免許証等を受理した所属署等は、運転免許課に報告の上、必要な指示を受け、

- ・手配県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令書の写し）及び保管した免許証
- ・住所地県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る。）
- ・運転免許課に対し、出頭命令書の写し及び保管証の写し

を出頭命令書及び保管免許証等送付書（別記様式第4号）により送付するとともに、送付書の写しを作成し送付状況を明らかにしておかなければならない。

## 3 運転免許課の措置等

(1) 県内住所地の行政処分手配者の発見通報を受けた場合の措置

認知警察官から県内住所地の行政処分手配者の出頭日時・場所について協議を受け

た場合は、処分手配者発見報告（受理）書（別記様式第1号）に記載するとともに、運転免許課長が別に定めた措置要領に基づき速やかに回答しなければならない。

(2) 所属署等から報告を受けた場合の措置

所属署等から報告を受けた場合は、出頭命令通知書、保管した免許証の送付等について指導するとともに、県外住所地の行政処分手配者の場合は、手配県警察及び住所地県警察の行政処分手配者に対し出頭命令を行ったことを連絡しなければならない。

(3) 認知県警察から連絡を受理した場合の措置

認知県警察の行政処分担当課から処分手配者発見の連絡を受けた場合は、速やかに住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講じなければならない。

(4) その他の事後措置

ア 指定日より早い日に出頭日変更の要求があった場合の対応

行政処分手配者が出頭命令書の交付を受けた後に、指定日よりも早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定する。

イ 法第109条第1項による免許証保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置をとる。

ウ 行政処分手配者の出頭時の措置

(ア) 処分署等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行する。

(イ) 処分書等を交付する際は、処分書裏面に記載の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する教示事項を教示すること。

(ウ) 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行する。

(エ) 保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、

a 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する。

b 取消しの場合は法第107条第1項の規定により返納されたものとみなす。ものとする。ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者について

は、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等を本人に返還しなければならない。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定の者については、法第107条の5第7項の規定により、再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際免許証等を再提出しなければならないことを合わせて説明すること。

(5) 手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた場合の措置

手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた場合は、出頭した行政処分手配者に対し、前記第3の3(4)ウに準じて処分を執行すること。

別紙

出頭命令書、免許証保管証、出頭命令通知書の記載要領

1 運転免許証の場合

(1) 出頭命令書、免許証保管証

- ・ 交付年月日…出頭命令書を交付した日時を記載する。
- ・ 出頭日時…被処分者の出頭日時を記載する。
- ・ 出頭場所…被処分者の出頭場所を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書を被処分者に対して交付した者の所属、階級及び氏名を記載し押印する。
- ・ 氏名…被処分者の氏名を記載する。
- ・ 生年月日…被処分者の生年月日及び満年齢を記載する。
- ・ 職業…被処分者の職業を記載する。
- ・ 本籍…被処分者の都道府県名（外国人の場合は国籍等）のみを記載する。
- ・ 住所…被処分者の現在住んでいる住所地を記載する。
- ・ 免許証…被処分者の所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び公安委員会名を記載する。
- ・ 免許年月日…被処分者の所持する免許証の交付年月日を記載する。
- ・ 免許の種類…被処分者の所持する免種に | を、その他の免種には0を記載する。
- ・ 免許の条件…被処分者の所持する免許証の条件を記載する。

(2) 出頭命令通知書

- ・ 作成年月日…出頭命令通知書の作成年月日を記載する。
- ・ 公安委員会…出頭命令通知書の送付先都道府県名を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 住所…出頭命令書の記載要領に同じ。

- ・氏名…免許証保管証の記載要領に同じ。
- ・免許証等の番号…免許証保管証の記載要領と同じ。
- ・出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・免許証保管の有無…免許証保管の有無を○で囲む。

## 2 国際運転免許証の場合

### (1) 出頭命令書、免許証保管証

- ・氏名…国際運転免許証等に記載されている外国文字で記載し、発音どおりカタカナで振り仮名を付す。
- ・国際運転免許証の番号…国際運転免許証等に記載されている番号を記載する。
- ・発給機関…国際運転免許証等に記載されているとおりに記載する。
- ・発給地…国際運転免許証等に記載されているとおりに記載する。
- ・発給年月日…国際運転免許証等に記載されている年月日を記載する。
- ・運転することの出来る自動車等の種類…国際運転免許証については、運転できないクラスに×を付す。  
外国運転免許証については、運転できるクラスを記載する。
- ・その他の項目…1の(1)の記載要領に同じ。

### (2) 出頭命令書通知書

- ・国際運転免許証等の番号…2の(1)の記載要領に同じ。
- ・その他の項目…1の(2)の記載要領に同じ。



別記様式第1号

処分手配者発見報告(受理)書

		報告(受理)月日時間			
		発信者	県	署	課氏名
		受信者	県	署	氏名
処分手配者	本籍				
	現住所				自宅電話
	免許証住所				
	氏名		職業		勤務先電話
	生年月日	年 月 日生( 歳)			
	手配年月日	年 月 日	手配県警察		手配種別
手配県警察	連絡	有・無	連絡先	県 課 氏名	
住所地県警察	連絡	有・無	連絡先	県 課 氏名	
認知県警察	連絡	有・無	連絡先	県 課 氏名	
出頭命令書・保管証交付日時		年 月 日 時 分			
出頭日時・場所	年 月 日				
免許証保管の有無	有 無				
関係書類の受理月日	月 日	内訳 ・ 出頭命令通知書・保管免許証・保管証・その他 ・ 出頭命令通知書の写し・保管証の写し			
処分書の送付状況	有・無	送付先	県	送付月日	月 日
処分執行日時	月 日 時 分	処分登録・簿冊整理日		月 日	



別記様式第3号

出頭命令書・保管免許証等引継書

出頭命令書及び保管証番号	処分手配者の現住所・氏名	手配県警察	手配月日	手配の種類	保管免許証の送付先県警察	出頭命令書及び保管証交付年月日	交付者の氏名	引継ぎ書類	受領者印
	氏名			<ul style="list-style-type: none"> <li>・取消</li> <li>・長期</li> <li>・中期</li> <li>・短期</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管免許証</li> <li>・出頭命令通知書</li> <li>・保管証</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	
	氏名			<ul style="list-style-type: none"> <li>・取消</li> <li>・長期</li> <li>・中期</li> <li>・短期</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管免許証</li> <li>・出頭命令通知書</li> <li>・保管証</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	
	氏名			<ul style="list-style-type: none"> <li>・取消</li> <li>・長期</li> <li>・中期</li> <li>・短期</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管免許証</li> <li>・出頭命令通知書</li> <li>・保管証</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	
	氏名			<ul style="list-style-type: none"> <li>・取消</li> <li>・長期</li> <li>・中期</li> <li>・短期</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管免許証</li> <li>・出頭命令通知書</li> <li>・保管証</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	

別記様式第4号

年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県 署(隊)長

出頭命令書・保管免許証等送付書

出頭命令書・保管証番号	出頭月日・出頭県警察	処分手配者の住所・氏名	住所地県警察	手配県警察	手配種別	送付月日・送付先県警察関係書類				送付者氏名
						認知県警察		住所地県警察		
						送付月日	書類名	送付月日	書類名	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出頭命令通知書</li> <li>・ 保管免許証</li> <li>・ 保管証</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出頭命令通知書</li> <li>・ 保管免許証</li> <li>・ 保管証</li> </ul>		
					取消 長期 中期 短期	送付月日	手配県警察 (住所地県警察と手配県警察が異なる場合は、手配県警察に出頭出頭命令書のみ)			
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出頭命令書</li> </ul>			